



「2026 JTSU春闘」を全組合員で作り出そう！

労働三権を正しく理解し、

最大限活用してたたかいを推し進めよう！③

私たち労働組合は、労働三権という「日本国憲法第28条で保障された権利」を持っています。その中で、団体交渉権について考えてみたいと思います。



「会社と団結交渉を行ってきた」と、職場で聞いたことがあります。どういうことですか？

簡単に言うと…

団体交渉権は、「労働組合として、労働条件や職場環境など、私たちの働き方に関わる問題について会社と対等に話し合う」権利です。



職場で思っていること、感じていること…

気軽に声を出してみませんか？

「毎日お客さまに怒鳴られ、つらい…」「もう1人職場に誰か(要員)がいれば…」「休憩スペースで落ち着いて休憩を取りたい…」このようなことが日々職場で起きていませんか？会社に1人で意見をしてもなかなか改善はできません。「1人では改善できないこと」「職場の現実を伝え、改善を求めることができる」のは、労働組合です。そして、「団体交渉として会社へ意見をできる」のも労働組合です。

「これを会社に言って良いのか？」「言っても『我慢しろ』と言われて終わりかな…」と諦めて働いていませんか？日ごろ思っていること、感じていることをまずは声を出してみませんか。

詳しくは、JTSUホームページまたは、右記のQRコードから私たちの活動を参照してください！



JTSU については
こちらへ！



お気軽にご意見をお寄せください！